

第84回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール  
昭和48年1月 開業  
kbc学園グループ 理事長

# 税務トピック!

## 年末調整のよくある間違い

年末調整事務は、1年に1回のことですので、間違いも起こりやすいようです。誤りなくスムーズに進めるためには、「扶養控除等(異動)申告書」の記入上の注意等を、社員によく説明し、正しく記入してもらう必要があります。

### ●「扶養控除等(異動)申告書」の記入上の注意とよくある間違い

#### 【注意点】

「扶養控除等(異動)申告書」には、配偶者、扶養親族の氏名、生年月日等を記入してもらいます。出産、子供の就職、結婚、離婚、親との同居に伴う扶養親族の異動についての変更や記入漏れがないよう注意します。

「扶養控除等(異動)申告書」は、原則として、本年最初の給与を受ける日の前日までに会社が社員から入手しておかなければなりません。

#### 【よくある間違い】



- ① 「所得の見積額」に、所得ではなく年収を記入してしまっている。  
所得とは、会社などの雇用者から受け取る給料・賞与の総額(給与収入)から、給与所得控除を差し引いたものです。  
例: 年収 103 万円 - 給与所得控除 65 万円 = 所得 38 万円 ※年収の金額によって給与所得控除は変動します
- ② 妻や子供のパート・アルバイト代(所得の見積額)に記入漏れや間違いがある。  
子供が親にアルバイト収入の正しい金額を知らせていない為に、本来は、扶養親族にならない子供が扶養親族になっているという事があります。このような場合、後日、税務署から間違いを指摘され、源泉所得税の不足分が徴収されます。会社は、その従業員から不足分を徴収し、納めることになります。  
また、就職した子供が扶養親族のままになっているという例もよくあります
- ③ 「同居老親等」の対象者が漏れている。  
70歳以上の父母・祖父母(昭和16年1月1日以前に生まれた人)を扶養しているときは扶養控除の額が大きくなります。さらに直系の父母・祖父母と同居している時は、「同居老親等」となり、控除金額が変わります。  
※病気治療のため入院しているが、同居を常況としている(退院後は同居する)場合は「同居老親等」に概当します。
- ④ 老人ホームに入居している親を同居老親等にしてしまっている。  
この場合は、「同居老親等」に該当しません。
- ⑤ 老人控除対象配偶者の記載が漏れている。  
控除対象となる配偶者が70歳以上の時は、配偶者控除の金額が大きくなります。
- ⑥ 本年中に亡くなった人を扶養親族からはずしてしまっている。  
本年は扶養控除の対象になります。
- ⑦ 特定扶養親族の対象者が漏れている  
16歳以上23歳未満の人を扶養していれば、「特定扶養親族」欄に「○」を入れます。
- ⑧ 障害者控除の「内容」欄が書かれていない。  
本人が障害者、あるいは障害者を扶養していれば控除の対象になります。「左記の内容」欄に、障害の状態、障害者手帳の種類、交付年月日、障害の等級などを記入します。
- ⑨ 寡婦・寡夫控除の記載が漏れている。  
夫(妻)と死別、離婚し、その後も婚姻していない人、夫(妻)の生死が明らかでない人は、一定の条件(所得金額、扶養親族等)のもと寡婦控除(寡夫控除)を受けられる場合があります。  
※寡婦の場合、特別寡婦の可能性もあります。



経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

**大城眞徳税理士事務所**

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階  
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

#### 《 主な支援内容 》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます) ... → (URL) <http://www.masism.com>